

公募型簡易プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が所掌する事業に係る調査・設計等の業務について、公募により技術提案書の提出を求め、技術的に最適なものを特定する公募型簡易プロポーザル方式を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型簡易プロポーザル方式の実施の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、次に該当する調査・設計等の業務の中から選定する。

- (1) 広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 標準的な業務の実施手法等が定められていない業務
- (6) プログラム開発のうち、コンサルタント業務となるもの
- (7) その他発注者が公募型簡易プロポーザル方式によることが適当であると判断した業務

(選定委員会の設置)

第3条 公募型簡易プロポーザル方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項の審議を行うため、別に定めるところにより、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けるものとする。

- (1) 公募資格要件の設定
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準の設定
- (3) 契約限度額の設定
- (4) 技術提案書の特定
- (5) その他発注手続きに必要な事項

(業務説明書の内容)

第4条 発注者は、当該業務に参加しようとする者を招請するため、選定委員会で決定した次の公募条件等を業務説明書に記載し公募するものとする。

- (1) 対象業務の詳細な説明
- (2) 参加業者の資格要件
- (3) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 技術提案書を特定するための評価基準
- (6) 契約限度額
- (7) 第6条第1項から第3項まで及び第7条第1項から第6項までに規定する事項
- (8) その他必要な事項

(技術提案書の特定)

第5条 選定委員会は、提出された技術提案書を審査し、評価基準に基づき技術的に最適なものを特定するものとする。

2 発注者は特定した技術提案書を提出した者（以下「特定者」という。）に対して、技術提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を行うものとする。

(非特定理由の説明)

- 第6条 発注者は、技術提案書を提出した者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面により、発注者に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 3 発注者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
 - 4 第1項の通知は、特定通知と同時に行うとともに、非特定理由については、技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
 - 5 発注者は、第3項の回答内容を選定委員会に報告するものとする。

(実施上の留意事項)

- 第7条 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。
- 2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
 - 3 提出された技術提案書は、提出者に返却しないものとする。
 - 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - 5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
 - 6 特定者は契約後、提案内容を明記した業務計画書を提出するものとする。
 - 7 特定された技術提案書の内容は、必要に応じて当該業務の特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるものを除き、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。